



宮 崎 県 公 報

平成30年9月20日(木曜日) 第 3031 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(4件)…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始…………… (“) 2	

○自動車専用道路の指定…………… (道路保全課) 2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2
○地価調査に係る基準地の標準価格…………… (中山間・地域課) 2
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 3
○落札者等の公告…………… 3

告 示

宮崎県告示第 746号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字尾茂内2802-1、2802-3、2802-4
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 747号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	338号	東臼杵郡美郷町西郷田代字谷内46	旧	10.8~41.3	208.0

		56番1地先から同郡同町西郷田代字竹ノ平4644番1地先まで	新	12.6~42.1	190.2
--	--	--------------------------------	---	-----------	-------

宮崎県告示第 748号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字尾向6037番4地先から同郡同町同大字同字6030番4まで	旧	3.8~13.6	115.0
				新	5.0~18.4	115.0

宮崎県告示第 749号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字馬生 木6164番5 地先から同 郡同町同大 字同字6143 番1地先ま で	旧	6.0～ 11.5	87.9
				新	7.8～ 16.6	87.9

宮崎県告示第 750号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
365	県道	宮崎佐 土原西 都自転 車道線	宮崎市佐土 原町下那珂 字明神山42 番54地先か ら同市同町 下那珂同字 42番54地先 まで	旧	4.0～ 10.6	274.3
				新	5.1～ 19.1	253.3
				新	4.0～ 10.6	274.3

宮崎県告示第 751号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
365	県道	宮崎佐 土原西 都自転 車道線	宮崎市佐土 原町下那珂 字明神山42 番54地先か ら同市同町 下那珂同字 42番54地先	平成30年9月20日

			まで	
--	--	--	----	--

宮崎県告示第 752号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成30年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字末市 13983番1 地先から同 郡同町同大 字字高野 1 3013番1地 先まで	20.0～ 271.2	3,200.0	平成30年 9月20日

宮崎県告示第 753号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西臼 杵) 30-1	興梶誠二	西臼杵郡高千穂町 大字三田井字上原 6486番2、6486番 3、6486番4、65 34番3、6534番5 、6531番3、6531 番9、6533番2	4.00 ～ 4.77	23.49	平成30 年9月 6日

公 告

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第 387号）第 9 条第 1 項の規定により、平成30年7月1日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり判定した。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス新別府店
宮崎市新別府町麓 358番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年5月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,193㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側(駐車場No.1) 4台
建物敷地東側(駐車場No.2) 54台
合計 58台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地東側駐車場北西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 12.11㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
6箇所
建物敷地東側並びに建物敷地東側駐車場北側、東側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年9月6日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成30年9月20日から平成31年1月21日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
平成30年9月20日から平成31年1月21日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分をした年月日
平成30年9月10日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社大建
宮崎県都城市山田町山田6057-4
宮崎県知事許可(特-28)第9334号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
大生 健一
- 4 処分の内容
平成30年9月25日から平成30年11月8日までの45日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。
(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
- 5 処分の原因となった事実
株式会社大建が、平成29年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、工事経歴書に虚偽の民間工事を記載し、当該虚偽申請に基づいて評価を得た総合評定値通知書を公共工事の発注者に提出して入札参加資格申請を行ったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
また、同事実に関し建設業法第31条第1項の規定による立入検査において虚偽の報告をした。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)で使用する電気 1,767,970 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月22日

- | | |
|---|--|
| <p>4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎市橋通西4丁目2番23号</p> <p>5 落札金額
22,728,026円</p> <p>6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年7月12日</p> | |
|---|--|